

ビタミンM

～ 1枚5分で1ヶ月の経営に効く ～ (1月号)

<今月のトピックス>

- ・ 妊娠・出産・育児に関する法制度一覧
- ・ マタニティハラスメントについて

ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”
“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています



妊娠・出産・育児に関する法制度一覧

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。



	法令・制度	概要	対象
①	母性健康管理の措置	妊娠23週までは4週間に1回、24週から35週までは2週間に1回、妊娠36週から出産までは1週間に1回、勤務時間内に健診に行かせる制度	女性
②	危険有害業務の就業制限	重量物の取扱い業務、生殖毒性を有する有害物質が一定濃度以上発散する場所等の業務に就業させない制度(全ての女性が対象)	女性
③	時間外・休日労働、深夜業の制限	妊娠中および産後1年は時間外・休日労働、深夜業をさせてはならない制度	女性
④	軽易業務への転換	妊娠中に軽易な業務へ転換させる制度	女性
⑤	産前休業	出産予定日の6週間(多胎14週間)前から取得する休業	女性
⑥	産後休業	出産日の翌日から8週間、取得する休業(原則)	女性
⑦	育児時間	産後1年、1日2回30分の育児時間を取得する制度	女性
⑧	育児休業	原則1歳に満たない子を養育する者が取得する休業	男女
⑨	短時間勤務制度	3歳までの子を養育する者が取得する短時間勤務制度(原則1日6時間)	男女
⑩	所定外労働の制限	3歳までの子を養育する者が所定外労働しない制度	男女
⑪	時間外労働・深夜業の制限	小学校入学までの子を養育する者が取得する1ヶ月24時間、1年150時間を超える時間外労働と深夜業をしない制度	男女
⑫	子の看護休暇	小学校入学までの子を養育する者が取得する子1人につき1年間に5日(2人以上なら10日)まで子の看護や予防接種等を行うための制度	男女

①～⑤、⑦～⑫は従業員から請求があった場合に付与します。⑥は強制です。
どの制度も有給・無給の選択は事業所の任意です。



マタニティハラスメントについて

最近「マタニティハラスメント」という言葉をよく耳にします。

マタニティハラスメント(マタハラ)とは、働く女性が**妊娠・出産を理由とした解雇・雇止め**をされることや、**妊娠・出産にあたって職場で受ける精神的・肉体的なハラスメント**で、働く女性を悩ませる「セクハラ」「パワハラ」に並ぶ3大ハラスメントの1つです。

平成26年10月23日に裁判がありましたよね。判決は下記で確認できますが、要約いただけませんか。
http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei/hanrei_jp/577/084577_hanrei.pdf

病院に勤務していた理学療法士の女性が妊娠を理由に軽易な業務を請求したところ、降格され、育児休業後に復帰しても同じ役職に戻れなかったことを理由に紛争になりました。妊娠や出産を理由に解雇その他不利益な取扱いをすることは均等法に違反します。

なるほど。紛争にならないために気をつけるべき点を教えてください。

まずは本人の希望を聞いて意思を尊重するよう努力いただき、無理な異動や降格は避けるべきでしょう。また産休前に復帰後の労働条件等をあらかじめ確認しておくと思います。

ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。

お知らせ 「ビタミンM」メール配信サービスを始めました！「kcr@nkgr.co.jp」に＜事業所名・お名前・メール配信希望＞をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報をお届けいたします。

お気軽に
ご質問・ご相談ください



近畿社会保険労務士事務所(日本経営グループ)
〒561-8510
大阪府豊中市寺内2-13-3日本経営ビル
発行責任者: 社会保険労務士 岩田健
執筆担当者: 社会保険労務士 四方咲友実

TEL: 06-6868-1193
FAX: 06-6862-4662
Mail: kcr@nkgr.co.jp

作成日: H26.12.4
NK-GROUP

イラスト協力: WANPUG